

## 蒲郡市「空家情報冊子」の官民協働発行事業者募集要項

### 1 募集趣旨

蒲郡市は、空家等の所有者等に対する適切な管理の啓発や制度の周知等の情報を掲載した情報冊子（以下、「冊子」という）を協働発行していただける民間事業者（以下、「事業者」という）を募集します。

### 2 協働事業の内容

- (1) 事業名称：蒲郡市空家情報冊子の官民協働発行事業
- (2) 協 定：市と事業者は、本件事業の実施に関する協定を締結するものとします。
- (3) 事業期間：協定締結日から令和9年2月28日まで。
- (4) 配布期間：令和9年3月下旬から令和10年3月上旬まで。
- (5) 冊子の仕様：以下のとおりです。
  - ア 発行部数 1,000～2,000部
  - イ 規格・色 A4サイズ カラー
  - ウ 製本 中綴じ
  - エ 総ページ数 10ページ以上25ページ以下（表、裏表紙を含む）
- (6) 費 用：事業者は、冊子の制作に必要な空家情報の収集、及び企画、編集印刷、製本、配布に係る費用については、広告掲載にかかる収入を充てるものとし、市は費用の負担を行わないものとします。また、市民に対して無償で配布するものとします。

※配布期間及び発行部数は予定であり、審査後、市と選定された事業者で協議のうえ決定します。

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成31年4月1日施行）又は蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年12月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、愛知県の県税及び蒲郡市の市税を滞納していないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 過去5年間で同種の業務を実施した実績を有する者であること。
- (9) 国または他の自治体との間で、当該事業と同種の事業に関して、係争中又は、事業遂行にかかる問題点を解決していない者でないこと。
- (10) 空家所有者などに対し、管理・予防・活用にかかる意識啓発の推進に関する専門的知見やノウハウを本冊子に活用できること。
- (11) 広告事業者の募集に関しての一切の業務を事業者が行えること。

#### 4 募集期間、応募方法

##### (1) 募集期間

令和8年6月25日（木）から令和8年7月10日（金）（必着）

##### (2) 提出書類 ※各1部ずつ提出してください。

ア 申込書（第1号様式）

イ 申込者（事業者）の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は身分証明書。いずれも提出期限前3か月以内のもの。）

ウ 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前3か月以内のもの。）

エ 提案書（任意様式）

次に掲げる内容を記載してください。

- ・冊子の仕様（ページ数、サイズ、構成等）
- ・広告の掲載位置及び予定数または予定ページ数
- ・広告掲載方針（広告掲載に当たっての方針、基準等）
- ・他自治体での類似業務の実績がわかる資料
- ・納品方法
- ・その他提案できる事項

オ サンプル又は冊子のイメージがわかる資料（2部）

カ 業務工程表（任意様式）

参加申し込みから納品までのスケジュール（冊子の作成、広告主の募集等）に関する計画を一覧にしたものを提出してください。

##### (3) 提出場所等

蒲郡市旭町17番1号 本館3階 蒲郡市役所建設部建築住宅課

提出書類は持参又は郵送（募集期間内必着）に限ります。

※持参の場合、受付は午前9時00分から午後4時30分

FAX や E-mail による提出は受けません。

## 5 選定基準

提出された書類等に基づき、蒲郡市広告掲載要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会により、実現性、業務実績、信頼性、その他の条件などを総合的に評価した後、事業者を選定します。

審査の結果、本要項に定める事業者として適切であると判断された事業者が複数いる場合は、2者以上選定することがあります。

## 6 注意事項

- (1) 蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準及び本要項の内容に適合しないものは認められません。
- (2) 虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (3) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては受けません。
- (4) 提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (6) 冊子に掲載する広告等の内容については、別途蒲郡市において審査を実施します。
- (7) 冊子に掲載する広告の広告主に市税等の滞納がある場合、広告の掲載はできません。
- (8) 広告を掲載する場合、掲載される広告の商品・事業者等を市が推奨しているような誤解を冊子の閲覧者に与えることがないようにしてください。広告の募集及び掲載された広告の内容に関する問合せの一切は事業者に対して行う旨を冊子に記載してください。
- (9) 本要項に定めのない事項については、蒲郡市と事業者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、蒲郡市の指示に従うものとします。

### 【問い合わせ先】

〒443-8601

蒲郡市旭町17番1号 本館3階 蒲郡市役所建設部建築住宅課

電話 0533-66-1132

メール [kenchiku@city.gamagori.lg.jp](mailto:kenchiku@city.gamagori.lg.jp)